

厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に 職場情報を登録しませんか？

平成28年3月から若者雇用促進法において、新規学卒者の募集・求人の申込みを行う事業主は企業の就労実態等の職場情報を提供することが義務づけられました。厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」では、事業主が自社の職場情報を登録し、公開することができます。

若者雇用促進総合サイトは、

学生たちが就職活動を行う際に役立つ、以下の情報をまとめたポータルサイトです。

- ① 登録企業の就労実態等の職場情報
- ② ユースエール認定企業などの各種認定の取得状況
- ③ 国が実施する若者雇用関連施策
- ④ 国や地方自治体が運営する就職相談窓口
- ⑤ ユースエール認定企業に対するインタビュー



<ユースエール
認定マーク>



※サイトトップページは平成28年10月変更予定

※②～⑤は平成28年10月開始予定

職場情報の登録方法

ご登録の際は、パソコンからアクセスをお願いします。

※スマートフォンからは閲覧のみ可能です。

※ユースエール認定企業と若者応援宣言企業については、労働局で登録作業を行いますので、登録は不要です。

- 1 パソコンから「若者雇用促進総合サイト」にアクセスします。

若者雇用促進総合サイト

- 2 「事業主の方へ」ページの「新規事業主様登録」をクリックします。



クリック！

- 3 仮登録の後、本登録画面で職場情報を登録します。

登録に必要な情報

仮登録	法人番号、企業名、所在地、担当者名・部署、TEL、FAX、メールアドレス、企業・採用ホームページURL
本登録	採用者・離職者数、平均勤続年数、研修制度、有給休暇の取得実績、育児休業の取得実績 など

※詳細は「事業主登録の流れ」ページをご確認ください。

サイトに職場情報を
登録・公開する

4つのメリット

自社の職場情報を
無料でPR

新卒者の
応募意欲向上

早期離職を防ぎ
定着率向上

情報の見える化で
信用力アップ